

福生市工事請負契約最低制限価格設定基準

1 趣旨

この基準は、福生市が発注する工事の請負契約に係る競争入札において、福生市契約事務規則（平成 18 年規則第 16 号。以下「規則」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

この基準に基づき最低制限価格を設定する工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、規則第 26 条の規定に基づき、最低価格の入札者を落札者とせず、他の者を落札者として決定するときは、この限りでない。

- (1) 予定価格（税込み）が 1,000 万円以上 5,000 万円未満の工事の請負契約のうち、競争入札に付すものであって、最低制限価格の設定が適当と認めるもの
- (2) 予定価格（税込み）が 130 万円以上 1,000 万円未満の工事の請負契約に係る競争入札のうち、特に市長が必要と認めるもの

3 算定方法

最低制限価格は、予定価格（税抜き）の算出基礎となった次に掲げる額（1 円未満切捨て）の合計額（発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を合算する。また、合計額の 1,000 円未満の額は切り捨てるものとする。）。ただし、その額が、予定価格（税抜き）に 100 分の 92 を乗じて得た額を超える場合にあっては 100 分の 92 を乗じて得た額、また、予定価格（税抜き）に 100 分の 75 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 100 分の 75 を乗じて得た額を合計額とする。

- (1) 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 100 分の 55 を乗じて得た額

4 特別な場合の措置

特別なものについては、3 にかかわらず、100 分の 75 から 100 分の 92 までの範囲内で定める割合を予定価格（税抜き）に乗じて得た額とする。

5 入札参加者への周知

最低制限価格を設定して入札を行う場合は、入札参加者に対し、次の事項を周知するものとする。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格を設定した入札において、入札価格が最低制限価格に満たない場合は、その者を失格とするとともに、再度入札に参加できないものとする。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 28 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 29 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。